

[事案 15-11] がん給付金請求

- ・平成 16 年 1 月 27 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 4 月 26 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

契約時に「責任開始日より 90 日以内の悪性新生物と診断確定された場合は保険契約が無効になる(以下 90 日条項)」旨の口頭説明を受けていないから、保険給付金を支払うこと。

< 保険会社の主張 >

取扱者は申立人に対し提案書を交付し説明し、提案書には「90 日条項」の説明文書が明記されており、附合契約である以上、約款規定が適用されるものであり給付金の支払いには応じられなく、契約は無効である。

< 裁定の概要 >

口頭説明について争いがあるが、「保険契約申込書」には「契約のしおり - 約款」の受領欄に申立人の押捺があり、契約のしおりには約款とともに「がん保険の特長としくみ」が記載され、注意欄にも「責任開始日より 90 日以内の悪性新生物と診断確定された場合は保険契約が無効になる」旨記載がされている。

また、申立人に交付された提案書にも同様の記載があることから、「90 日条項」が契約内容となっていたと解するのが相当である。

保険契約が締結された同年同月のがんの確定診断を受け、4 ヶ月後に全摘手術を受けていることから「90 日条項」の適用により契約は無効と解され、裁定審査会としては本件申立には理由がないと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにし裁定手続きを終了した。